介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関する重要事項説明書

介護予防支援及び介護予防マネジメントとは

利用者が、自ら要介護状態になることを予防し、居宅において日常生活を営むために必要な介護予防サービスおよび介護予防・日常生活支援総合事業、その他の保健、医療、福祉サービス等を適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- 利用者の心身の状況や利用者とそのご家族等の置かれた状況を考慮して、目標とする生活に向けて、「介護予防サービス・支援計画書」を作成します。
- 利用者の介護予防サービス・支援計画書に基づくサービス等の提供が確保されるよう、利用者及びその家族等、サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、介護予防サービス・支援計画書の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、指定介護予防サービス事業者と利用者の合意に基づき、介護予防サービス・支援 計画書を変更します。

*当サービスの利用は、原則として要支援認定の結果「要支援1」「要支援2」と認定された方、 及び基本チェックリストによる介護予防・生活支援サービス事業対象者の方が対象となります。

○運 営 方 針

- ① 利用者の心身の状況やその置かれている環境に応じて、利用者の合意に基づき適切な保健、医療、 福祉サービス、地域の社会資源等、適切に利用する計画の作成と達成状況を評価して必要に応じて 計画書の見直しを行う一連の過程を行います。
- ② 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って公平中立に行います。
- ③ 利用者の人権の擁護や虐待、身体拘束の防止に努めます。
- ④ 職場におけるハラスメントが発生しないように努めます。
- ⑤ 感染症の予防及びまん延防止を行い、発生時に早期にサービス等を含めた支援が継続的に行えるよう努めます。
- ⑥ 非常災害発生時に備え、発生時に早期サービス等を含めた支援が継続的に行えるよう努めます。

1. 事業所の概要

(1) 概 要

事業者名	笛吹市南部指定介護予防支援事業所	
	(笛吹市南部長寿包括支援センター)	
介護保険指定番号	1901800035	
所 在 地	山梨県笛吹市八代町南 917 番地(笛吹市八代支所内)	
電 話 番 号 055-225-3368		
F A X 番 号	0 5 5 - 2 6 5 - 3 6 7 0	
サービス提供地域	笛吹市八代町、境川町、芦川町	
備考		

(2)職員体制

	常勤	非常勤	備考
管 理 者	1人		兼務(主任介護支援専門員)
保健師	1人以上		
社会福祉士	1人以上		
(主任)介護支援専門員	1人以上		

(3) 営業日及び営業時間

営業日及び営業時間		時間	平日 午前8時30分~午後5時15分
休	業	日	土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始(12/29~1/3)
備		考	

2. 提供するサービス内容

(1) サービスの内容

笛吹市南部指定介護予防事業所(以下、当事業所という)は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントとして次のサービスを提供します。

〈介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの申込みからサービス提供までの流れ>

① 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの申込み

重要事項説明書の内容を確認して頂き、ご記入を頂いた所定の書類を市へ届け出ます。

② 状態の把握(アセスメント)

利用者や家族等と面談し、現在の生活状況における解決すべき問題点等を把握し、解決に向けて話し合いをしながら「目標とする生活」をイメージします。

③ 介護予防サービス・支援計画書の原案作成

②の状態把握の結果を下にどのような支援が必要かを検討し、介護予防サービス・支援計画書を作成します。利用者やその家族は介護予防サービス・支援計画書に位置づける介護予防サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることできます。

また、位置づけした理由についての説明をさせて頂きます。

④ サービス担当者会議の開催

関係する介護予防サービス事業者等を集め、介護予防サービス・支援計画書の原案について検討します。利用者の希望や心身の状況等を考慮し、目標とその達成時期、サービス種類や内容、利用料金等を決定します。

⑤ 介護予防サービス・支援計画書の交付

検討した介護予防サービス・支援計画書の内容について説明し、同意を得た上で介護予防サービス・支援計画書を交付します。

⑥ 介護予防サービスの提供

介護予防サービス・支援計画書に位置づけられた介護予防サービスが各々の介護サービス 事業所により提供されます。

⑦ 状況の把握(モニタリング)

介護予防サービス・支援計画書の実施状況の把握につとめ、定期的に評価を行います。 又、必要に応じて介護予防サービス・支援計画書の変更を実施します。

⑧ 給付管理 介護予防サービス等の利用実績を確認します。

(2) 介護予防サービス・支援計画書作成後の便宜供与

○ サービス実施状況と介護予防サービス事業所との連絡調整

- ・利用者及び介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行い、介護予防サービス・支援計画書 の実施状況を把握します。
- ・介護予防サービス・支援計画書の目標に沿ってサービスが提供されるよう介護予防サービス事業 者等との連絡調整を行います。

○ 要支援認定等の援助

・利用者の意思を踏まえて、状態及び認定を見直す等の際は必要な援助を行います。

○ 医療機関との連携

・モニタリング等の際に把握した利用者の状態変化等について、利用者の了解の下、医療機関との 連絡調整を行います。また、入院の際は、当事業所または当事業所が委託した指定居宅介護支援 事業所の担当職員の氏名等を入院先の医療機関へお伝えください。

3. 利 用 料 金

① 利用者負担金

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにかかる料金は、原則として利用者負担はありません。 (法定代理受領のため)

ア. 利用料金は、下表のとおりです。

項目	単 位(1か月)	金額
介護予防支援、介護予	4 4 2 単位	4, 420円
防ケアマネジメント費		
初回加算	300単位	3,000円
委託連携加算	300単位	3,000円

イ.介護保険料の滞納等により、事業者が利用料を相当する保険給付を受領できない場合は、利用者は 利用料の全額を事業者に対して支払うものとします。

4. 業務の一部を委託する場合について

当事業所は、業務の一部を指定居宅介護支援事業所へ委託する場合があります。

<委託する場合の内容>

- ①状態の把握(アセスメント)、②介護予防サービス・支援計画書原案の作成
- ③サービス担当者会議開催、介護予防サービス・支援計画書の交付、④介護予防サービス・支援計画 書作成後の支援 ⑤モニタリング、評価、給付管理、⑥医療連携

5. 利用者の居宅への訪問頻度のめやす(①と②の場合で異なります)

- ① 当事業所または当事業所が委託した居宅介護支援事業所の担当職員が利用者の状況把握のため、 利用者の居宅に訪問する頻度は、3ヶ月に1回となります。
- ② テレビ電話装置その他の情報通信機器の活用した場合については、要件(サービス担当者会議等で主治医や担当者の合意を得ていることや利用者の状態の安定、機器を活用して意思疎通ができる、サービス事業所の連携で情報収集ができる等)を満たした場合に、利用者の居宅に訪問する頻度は6か月に1回となります。

但し、上記の回数以外にも、利用者からの依頼や介護予防ケアマネジメントの遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、利用者の居宅を訪問します。

6. 相談窓口、苦情窓口

- ① サービスに関する相談については、当事業所または担当させていただいている指定居宅介護 支援事業所にご相談ください。
- ② 苦情に関する相談については、当事業所または公的機関をご活用ください。また、苦情の受付につきましては、当重要事項説明書添付資料別紙①の手順で対応させていただきます。

所在地:山梨県笛吹市八代町南 917 番地

笛吹市役所八代支所1階

笛吹市南部

指定介護予防事業所

電話: 055-225-3368 FAX: 055-265-3670

営業日:月曜日~金曜日

受付時間:午前8:30~午後5:15

担当者:岡 みどり

*営業日・営業時間以外は携帯へ転送されます

所在地:山梨県笛吹市石和町市部 800 番地
所 管:笛吹市役所保健福祉部
○介護保険課給付適正担当 電話:055-261-1903
FAX:055-262-1318
○長寿支援課地域包括担当 電話:055-262-5065
FAX:055-262-1318
受付時間:平日 午前8:30~午後5:15

山 梨 県 国 民 健 康
保 険 団 体 連 合 会

所在地:山梨県甲府市蓬沢一丁目15番35号
所 管:介護保険苦情処理担当
電話:055-233-9201

7. 事故発生時の対応について

指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には、 速やかに笛吹市、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置をさせて頂きます。必 要な措置の内容については以下のとおりです。

・事故の状況及び事故に際して対応した内容について記録を行い、賠償すべき事故の場合 については損害賠償の対応を速やかに行います。

8. 個人情報の保護について

指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを提供する上で利用者及びその家族等に関する個人情報の取り扱いについては、原則書面で個人情報の活用目的や範囲等の説明を行い、同意を頂きます。また、職員は必要以外や正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及びその家族等の個人情報を第三者に漏らすようなことはしません。この個人情報の保護の義務は契約終了後も同じです。

9. 虐待防止について

利用者等が、他者からの不適切な扱いにより権利を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわないよう概ね6か月に1回虐待防止委員会の開催や年1回以上の定期的な職員の研修等を行います。なお、事象が発生した場合については市への報告や協議を行いながら必要な対応をしていきます。 担当者 岡 みどり

10. 身体拘束の防止について

利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体拘束その 他、利用者の行動を制限する行為(以下、「身体拘束等」という)は行いません。やむを 得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況なら びに緊急やむを得ない理由を記録させていただきます。

11. ハラスメントの防止について

職場におけるハラスメントが発生しないよう事業所の方針を明確にするとともに職員の健康管理の確認や業務体制等の配慮をしていきます。また、利用者やその家族から職員に対して著しい迷惑行為等があった場合は、法的な措置を求める場合があります。

(詳細については、当重要事項説明書添付資料別紙②参照)

12. 非常災害に関すること

平時から災害発生時に対する備えと発生時の業務提供を早期にかつ継続的に実施できるよう、業務継続計画の策定や年に1回以上の職員の研修、発生時の対応を想定しての訓練を行い、職員に対しての周知徹底をしていきます。

また、業務継続計画については定期的に見直しを行い、必要に応じて変更をしていきます。

13. 感染症に関すること

平時から感染症の予防及びまん延の防止をするための備えと発生時の業務の提供を早 期にかつ継続的に実施できるよう、指針の整備や研修、訓練を行います。感染症の予防 及びまん延防止のための対策を検討する委員会については概ね6月に1回開催し、年に 1回以上の職員の研修や発生時の対応を想定しての訓練を行い、職員に対しての周知徹 底をしていきます。

笛吹市南部指定介護予防支援事業所(笛吹市南部長寿包括支援センター) は、重要事項説 明書に基づいて、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの内容及び重要事項の説明を 行いました。なお、重要事項説明書等につきましては、笛吹市社会福祉協議会ホームペー

ジ (http://www.fuefuki-shakyo.or.jp) でも閲覧できます。 年 月 令和 日 事業者 所在地 : 山梨県笛吹市八代町南 917 番地 事業者名:笛吹市南部指定介護予防支援事業所 (EII) (笛吹市南部長寿包括支援センター) 説明者氏名: ______ 上記内容の説明を、事業者から確かに受けました。 令和 年 月 日 利用者 住所: 氏名: _____ (EII) 【家族または代理人】 住所: 氏名: 続柄: